

池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務委託の
公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本業務の目的は、地域における健康計測会等をはじめ、池田市後期高齢者医療被保険者に対する糖尿病性腎症重症化予防や高血圧・心疾患重症化予防の実施に加え、要介護状態に至る前の高齢者に対する様々な心身機能の低下（フレイル）を予防する取組みや介護予防プログラムの実施を一体的に実施することで、池田市民の健康意識や健康診査受診率の向上をはじめ、市民のQOLの向上、医療費適正化、健康寿命の延伸を図ることである。

そのため、専門的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 業務内容 別紙「池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務委託仕様書」のとおり

3 契約方法及び見積上限額等

- (1) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (2) 見積上限額 25,122,000円（消費税及び地方消費税含む）
ただし、池田市健康計測会等業務で8,473,000円（消費税及び地方消費税含む）、池田市後期高齢者糖尿病性腎症等重症化予防推進業務で8,949,000円（消費税及び地方消費税含む）、池田市社会参加自立支援を軸とした介護予防プロジェクト業務で7,700,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。
- (3) 成果連動 別紙「池田市保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続又は再生手続開始の決定がなされていないこと。
- (4) 事業者の公募開始の日から契約締結の日までの間において、池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年間に地方公共団体・法人等において、国民健康保険や後期高齢者医療制度等の各種保険に係る保健事業や介護予防事業を行った実績を有していること。

5 提案者の欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記4の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

6 スケジュール（予定）

項目	日程
公募の開始	令和8年3月30日（月）
事業者からの質問受付期限	令和8年3月30日（月）～4月6日（月）
質問への回答	令和8年4月9日（木）
参加表明書等の提出期限	令和8年4月13日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月20日（月）
プレゼンテーションの実施（選定委員会）	令和8年4月下旬予定（後日通知予定）
結果通知	令和8年5月中旬予定
契約締結	令和8年6月1日（月）予定

7 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 業務実績書（様式2）
- (3) 業務実施体制（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）

- (5) 企画提案書（任意様式）
- (6) 業務スケジュール（任意様式）
- (7) 見積書※
- (8) 会社概要・パンフレット等
- (9) その他参考資料

※見積書は、仕様書における各業務内容に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた価格で明記すること。

8 参加申込

参加予定者は、上記7の（1）（2）及び（8）を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月13日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送、持参または電子メール（期限内必着）

(3) 提出場所

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市 福祉部 保険医療課（4月以降は、健康福祉部 健康増進課）

E-mail : iryo@city.ikeda.osaka.jp (kenzo@city.ikeda.osaka.jp)

9 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月6日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式5）により電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。

E-mail : iryo@city.ikeda.osaka.jp (kenzo@city.ikeda.osaka.jp)

(3) 質問に対する回答

令和8年4月9日（木）に市ホームページで回答する。

10 提案書等の提出

参加予定者は、上記7の（3）（4）（5）（6）（7）及び（9）を提出すること

(1) 提案書作成上の注意

- ① 提案書は仕様書の必要事項を満たすこと。
- ② 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付してよい。ただし、用紙のサイズはA4とすること。

(2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

- (3) 提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで
- (4) 提出方法 郵送または持参
- (5) 提出先 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市 健康福祉部 健康増進課

1.1 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者、次に高い者を次点者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。なお、参加者が5者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を5者程度に選定する。また、参加者が1者の場合においても、適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を優先交渉権者とする。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	配点
業務目的・内容の理解度、提案の妥当性・有効性・実現性	50
業務実施体制	25
価格	15
業務実績	10

(3) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表等

選定結果については、市ホームページにて公表する。

1.2 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和8年4月下旬予定(後日通知予定)

場 所：池田市役所 庁舎内

※日時・場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

(2) 実施時間

1者につき35分以内(プレゼンテーション25分、質疑応答10分)とする。

(3) 機材等

プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。市は、プロジェクター及びスクリーンのみを用意するものとする。なお、オンラインでの参

加は不可とする。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。1事業者当たり5名以内とする。

1.3 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に通知するとともに池田市ホームページで公表する。

1.4 契約

選定委員会の審査により選定した事業者と本業務の委託契約を締結する。

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (7) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

1.6 問い合わせ先

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所2階

池田市 福祉部 保険医療課（4月以降は、健康福祉部 健康増進課）

電話番号 072-754-6258（072-754-6032）